

第3回都区財政調整協議会幹事会 協議内容

日 時:令和6年12月24日(火) 18:00~18:42

会 場:区政会館19階191会議室

出席者

都 側:大野区政課長、佐々木課長代理(行政担当)、伊藤課長代理(税務担当)、荘司課長代理(財政担当)、青木都区制度担当課長、小古間課長代理(都区財政調整担当)

区 側:田村大田区財政課長(幹事長・司会)、大森板橋区財政課長(副幹事長)、羽山新宿区財政課長、進文京区財政課長、西田練馬区財政課長、和泉江戸川区財政課長、神田特別区長会事務局調査第2課長

1 開会

(司会)

ただいまより、第3回都区財政調整協議会幹事会を開催いたします。

最初に、幹事会構成員について、都側より、総務局行政部区政課都区財政調整担当の小古間課長代理を追加したいとの申し出がありましたが、いかがでしょうか。

(委員)

異議ありません。

(司会)

次に、委員の出欠ですが、本日は、都側委員のうち、四方委員、嵯峨委員、北尾委員が欠席です。区側委員のうち、江村委員、菊地委員、羽佐田委員が欠席です。

それでは、本日の次第に沿って進めたいと思います。

なお、お手元の資料「令和7年度都区財政調整協議 個別課題についての都区双方の考え方」に記載している内容については、発言があったものとみなして、それを前提に議論していただければと思います。

本日の進め方ですが、まずは、都側より、「令和6年度及び令和7年度の財源見通し」について、説明いただき、その後、各提案事項の協議に入りたいと思います。

提案事項の協議は、「都側提案事項」、「区側提案事項」、「その他」の順に行いたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

異議ありません。

2 財源見通し

(司会)

では、早速協議に入らせていただきます。

それでは、まず、「令和6年度及び令和7年度の財源見通し」について、都側より説明をお願いいたします。

(都側委員)

それでは、まず財源見通しについて説明します。

東京都の令和6年度補正予算及び令和7年度予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭で説明します。

あくまで現時点での財源見通しであり、また、税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておられません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

【令和6年度財源見通し】

それでは、まず令和6年度の財源見通しについてです。

調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約20億円、率にして0.1%の増、市町村民税法人分は、約722億円、率にして11.6%の増、特別土地保有税については、予算額と同額、法人事業税交付対象額は、約55億円、率にして6.1%の増、固定資産税減収補填特別交付金は、予算額と同額となると、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム対比で、約797億円、率にして3.6%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55.1%相当で計算しますと、約439億円の増となり、普通交付金が約417億円の増、特別交付金が約22億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金については、当初算定時に約294億円の算定残が発生していましたので、約711億円が最終的な算定残となる見込みです。

【令和7年度財源見通し】

続いて、令和7年度の財源見通しについて説明します。

固定資産税は、1兆5,159億5百万円、市町村民税法人分は、7,074億3千8百万円、特別土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、1,002億6千6百万円、固定資産税減収補填特別交付金は、3千7百万円、これらを合わせた調整税等の合計は、2兆3,236億5千6百万円と見込んでいます。

これを 55.1%相当で計算しますと、1 兆 2,803 億 3 千 4 百万円となり、これに、令和 5 年度の精算分、38 億 2 千 2 百万円を加味した交付金総額では、1 兆 2,841 億 5 千 7 百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、1 兆 2,199 億 4 千 9 百万円と見込んでいます。

ただいま申しあげました財源見通しを、令和 6 年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして 2.6%の増、市町村民税法人分は、13.7%の増、法人事業税交付対象額は、11.4%の増、固定資産税減収補填特別交付金は、71.2%の減と見込んでおり、調整税等の全体では、6.1%の増と見込んでいます。

普通交付金の額としては、精算分の影響も加え、約 647 億円、率にして 5.6%の増となる見込みです。

【基準財政収入額見込み】

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

特別区民税が、1 兆 789 億 2 千 6 百万円、軽自動車税環境性能割が、2 億 7 千 9 百万円、軽自動車税種別割が、37 億 5 千 5 百万円、特別区たばこ税が、655 億 4 千 1 百万円、利子割交付金が、119 億 7 千 4 百万円、配当割交付金が、264 億 7 千 4 百万円、株式等譲渡所得割交付金が、256 億 2 百万円、地方消費税交付金が、2,518 億 5 千 7 百万円、ゴルフ場利用税交付金が、4 千万円、環境性能割交付金が、48 億 2 千 4 百万円、地方特例交付金が、49 億 9 百万円、その他の譲与税等が、166 億 5 千万円、特別区民税特例加減算額が、マイナス 180 億 2 千万円、地方消費税交付金特例加算額が、231 億 1 千 7 百万円となり、基準財政収入額合計では、令和 6 年度フレーム対比で、1,137 億 3 千 1 百万円、率にして 8.2%増の、1 兆 4,959 億 2 千 7 百万円を見込んでおります。

基準財政収入額の見込方法等、詳細については、この後、担当から説明させていただきます。

【基準財政需要額の見込み】

続きまして、基準財政需要額の見込みについてですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約 2 兆 2,517 億円となっています。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約 200 億円を含んでいます。

【普通交付金所要額見込み】

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和 7 年度の普通交付金

所要額は、約 7,557 億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の額が、この所要額に比べ、約 4,642 億円超過すると見込んでいます。

【再調整に係る提案説明】

続いて、令和 6 年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明します。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約 711 億円となる見込みです。

この取扱いについては、都区財政調整条例第 8 条第 2 項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとします。

この算定に当たりましては、令和 6 年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目での検討を進めています。

義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、将来の財政負担を軽減するため、令和 6 年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定

発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定

これらの項目について、算定すべきと考えております。

【情報の取扱いについて】

最後に、繰り返しになりますが、東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額です。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分ご注意ください。

3 基準財政収入額見込み

(司会)

続きまして、基準財政収入額の見込みについて、都側より説明をお願いいたします。

(都側委員)

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要について、説明いたします。

令和 7 年度の基準財政収入額は、1 兆 4,959 億 2 千 7 百万円と、令和 6 年度フレームと比べて、1,137 億 3 千 1 百万円、率にして 8.2%の増を見込んでおります。

これは主に、特別区民税及び地方消費税交付金の増を見込んだことによるものです。

特別区民税については、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増や、令和 6 年度に実施された定額減税の終了などにより、約 1,270 億円、率にして 13.3%の増を見込んでおります。

地方消費税交付金については、個人消費や輸入取引が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、約 195 億円、率にして 8.4%の増を見込んでおります。

なお、現時点で税制改正の大綱及び政府予算案は決定されておりませんが、政府の動向を引き続き注視し、今後の税制改正の内容に従い、適切に対応していくものと考えております。収入見込みに変動が生じた項目については、今後改めてお示しいたします。

続きまして、配布資料の、「平成 19 年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和 6 年度分）」をご覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和 7 年度の区別算定に係る基礎数値となります。

資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご確認ください。

特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

（区側委員）

ただいま、財源見通しについて、都側より説明がありました。説明をいただいた事項について、私の方から、区側意見を述べさせていただきます。

それでは、最初に、令和 6 年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、義務教育施設の新增築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案がありました。

区側としては、義務教育施設の新增築等に係る経費については、項目として理解しましたが、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

また、その他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきです。

お手元の資料「令和 6 年度再調整項目に係る区側論点メモ」をご覧ください。この資料は、区として、再調整にて優先的に算定すべき具体的な事項の内容をまとめた一覧です。

具体的には、本資料に記載のとおり、公共施設 LED 灯切替事業費や、児童手当給付事業費、児童扶養手当給付事業費などの計 19 項目の算定を求めます。

次に、令和 7 年度の財源見通しについてですが、ただいまの都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

(司会)

ただいまの、都区双方の発言に対し、何か意見等がありましたらお願いいたします。

4 協議（区側提案事項）

(司会)

それでは、これより協議に移らせていただきます。

今回の幹事会では、「都側提案事項」に関しての意見は無いようですので、「区側提案事項」の協議に入らせていただきます。何か意見がありましたら、お願いいたします。

【都区間の財源配分に関する事項】

(区側委員)

私からは、都区間の財源配分に関する事項について発言いたします。

前回の幹事会までにおける都側の回答は、都が最初に示した考え方を繰り返しているだけで、区側の質問に答えていません。

お互いの考え方に対する意見を交わしながら合意点を探る努力を重ねるのが協議のあり方であり、都の考え方を述べるだけではなく、区側の考え方に対する都側の考え方を示していただくようお願いいたします。

そこで改めて、区側の考え方を申し上げます。

都側は、財源保障の観点として2点を示しておりますが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することはできないと考えております。

都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障した上で、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうるよう各特別区の財源を保障するものであります。

配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨であります。

役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければなりません。

自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更

に伴う配分割合の変更がなされていることが前提になければなりません。

各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではありません。

令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではありません。

以上が、区側の考え方です。このことに対する都側の考え方をお示してください。仮に、区側の考え方を否定されるのであれば、根拠とともにお示してください。

次に、前回の幹事会で都側から回答をいただいた3点について伺います。

まず、都側の回答1点目についてです。令和2年度財調方針の合意内容の捉え方について、見解が異なることが改めて分かりました。

繰り返しになりますが、配分割合は、都区の役割分担に対応して定め、その変更に応じて変更すべきことは、地方自治法の逐条解説、平成12年都区制度改革に関する法改正時の政府資料や国会質疑を通じて明確に示されており、法の趣旨であると言えます。

しかし、都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方はどこにも示されていません。また、地方自治法施行令第210条の14の規定に拠らなければ配分割合の変更ができないということも示されておられません。

そこで改めて確認させていただきます。都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方は、どこにも規定されていないということでしょうか。

次に都側の回答2点目についてです。

平成12年度以降3回の配分割合変更のいずれについても、財調方針等において、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはないという区側は認識しております。

平成19年度の変更は、三位一体改革の影響と都の補助事業の区の自主事業への切り替えを理由としたものであり、令和2年度の変更は、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、令和4年度に改めて協議することを前提とした特例的な対応を理由としたものです。

都が財源不足による変更の唯一の根拠としている平成12年度の変更についても、都区財政調整方針において、「清掃事業の移管に伴う経費等を的確に算定し、財源配分に反映させるとともに、事業運営に支障が生じないよう配慮する」とされ、都が公表したプレス資料「都区財政調整制度改正案の概要」においても、「移管事業等の運営に支障が生じないよう

に、所要の事業費を積算し、都区間の財源配分に的確に反映する」、「新たな都区間の配分は、現行の配分割合 44%を基礎に、移管事業経費や将来需要等を加算して定める」と記しており、役割分担の変更が配分割合変更の理由となっています。

そこで改めて確認させていただきます。平成 12 年度以降 3 回の配分割合変更のいずれについても、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはないということでしょうか。

次に都側の回答 3 点目についてです。区側は、役割分担の変更があったかどうかを聞いておりますが、都側から明確な否定がなかったので、役割分担の変更があったことは一致したと理解します。

その上で、P Tにおいて都側からは、「区児相は複数年度にわたり漸次設置され、影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上「その他必要があると認めた場合」の該当可否を検討する際の考え方である」と見解が示されています。

区側としては「役割分担の大幅な変更」に該当すると考えますが、仮に「その他必要があると認めた場合」として考える場合、その適用条件としては「影響度合いの考え方」の整理のみであると認識しております。

区側は、令和 2 年度財調を事例として 0.1%以上で変更可能であると考えておりますが、P Tにおいて都側からは、「特例的な対応として 0.1%増やしたものであり、これをもって配分割合変更の基準とはならない。」と見解が示されております。

0.1%が特例的な対応であり判断基準とならないのであれば、何%以上で変更できると考えるのか都側の見解を伺います。

以上 3 点について、繰り返しになりますが、区側の考え方に対する都側の考え方を示していただくようお願いいたします。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から都区間の財源配分に関する事項について、発言がありました。

区側の考え方に対する都の考えと、区側からの質問への回答は重複する部分があるため、あわせてお答えします。

まず、前回の幹事会で申し上げたとおり、普通交付金は、地方自治法施行令第 210 条の 12 の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第 210 条の 14 の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる

場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものであります。

こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできません。

次に、配分割合の変更は、都区で協議して決めるものと考えています。

そのため、平成 12 年度の 8 %、平成 19 年度の 3 %、令和 2 年度の 0.1 %についても、都区で協議した結果であると認識しています。

次に、児相 PT でお話したとおり、「清掃事業移管における「配分割合の変更」の考え方」で、「平成 12 年の清掃事業移管経費は、財調算定上 1,287 億円となり、配分を変更しなければ大幅な財源不足が見込まれる状況であったため、配分割合を変更したものであると考えた」と、見解を示したところです。

都としては、令和 2 年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第 210 条の 14 といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えています。

(司会)

この件に関して、区側から意見はありませんか。

(区側委員)

先ほどの都側の回答は、区側の考え方に対する都側の考え方として明確にお答えいただいております。

改めて区側の考え方を申し上げます。

地方自治法は、都区財政調整制度について、その目的のひとつに都区間の財源の均衡化を挙げ、調整財源を都区間で配分することを規定しています。

そして、国は、法改正の趣旨として、都に留保される市の領域の事務に市町村財源を充てる必要があることから都区間の財源配分を行うものであること、従って配分割合は、都区間の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するものであることを、改正地方制度資料や国会答弁を通じて説明しています。

一方、国は、制度改革前に存在した総額補てん制度について、基準財政需要額の算定方法いかんによって総額が変動する仕組みが、財政運営に関して、特別区の都に対する依存心や都の特別区の行財政への介入が助長されるという問題点を挙げ、都の内部的な団体としての性格を払拭するために廃止したという説明をしており、需要と収入の差による財源不足によって配分割合を決定し、あるいは変更するとする説明は行っておりません。

また、国は、地方自治法施行令の配分割合変更規定について、調整財源が調整税の減収

等により特別区の財源不足額に著しく満たないこととなった場合の変更規定として説明しているのであって、配分割合は役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するものであるとする説明に代わるものではありません。

この区側の考え方は、地方自治法の趣旨に基づいたものであり、平成 12 年都区制度改革に係る法改正の趣旨として国が説明した内容を踏まえたものです。

しかし、都側は、需要と収入の差で財源不足が生じるかどうかで配分割合変更の是非を判断するという趣旨の主張で、明確にお答えいただいております。

このままでは次回の幹事会において、まとめることができないと考えておりますので、区側提案に沿ってとりまとめを行うよう、改めてお願いいたします。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

【特別交付金】

(区側委員)

私からは、特別交付金について発言いたします。

第 2 回幹事会において、都側より、「特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に対応しています。」との発言があり、「ランニング経費」を除外することについて、いつ都区で合意したものかという区側の質問に対し、明確な回答はありませんでした。

算定除外経費については、令和 3 年度財調協議において、除外の範囲を明確かつ限定的にするとして、「ランニング経費」のうち「各種システムの維持管理経費」及び「食糧費」のうち「会議用食糧費」の 2 点を都区で合意し、都からの申請依頼通知に明記したものであり、「ランニング経費」を理由に除外することを合意したという認識はありません。

都区で合意していない「ランニング経費」を理由に除外することは、区側が認識していないルールと言わざるを得ないため、都区で確認したルールに則って適切に対応していただくようお願いします。

また、第 1 回幹事会において、都側より、「都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識しております。」との発言がありましたが、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていくべきと考えますが、都側の見解を伺います。

次に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてです。

第2回幹事会において、都側より、「精算するならば、財調単価が下降する局面においても同様に精算すべきと考えますが、区側の見解を伺います。」との発言がありました。

区側は、昨今の建築資材の高騰等により実績額が増え、実績額と財調単価による算定とのかい離が生じているにもかかわらず、財調単価による算定が、申請年度の財調単価をもとにした額で固定されていることを課題と捉え見直しを提案しています。

財調単価が下降する局面においても精算することとした場合、実績額が変動せず、事業期間中に財調単価が減少したケースでは、実績額による算定と財調単価による算定とがさらにかい離し、交付額が当初より減少する可能性があることから、各区の実態を的確に反映できるものとは言えないと考えます。

これらを踏まえ、財調単価が下降する局面においても精算することについて、妥当ではないと考えます。

また、第2回幹事会において、都側より、「精算するならば、都としては、申請年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算するという考えです。」との発言がありました。

区側は、先ほど述べた課題認識のもと、各区の実態を的確に反映するため、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときに、事業終了年度の財調単価を基にした額で精算することを提案しています。

そこで、どのような意図で、申請年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべきとお考えなのか、都側の見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から特別交付金に関する発言がありました。

1点目について、前回の幹事会でも申し上げたとおり、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定しています。

なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識しております。

2点目の、「算定項目『Cーイ』に係る精算基準の見直し」について、都側の見解を申し上げます。

「Cーイ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としています。

これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものです。

こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないと考えております。

また、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することが妥当と考えます。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

【都市計画交付金】

(区側委員)

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、都市計画交付金の規模の拡大について、都側から「各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできました」と発言がありました。

区側は、都区の都市計画事業の実績に見合う改善についても求めており、これらは、23区全体に係ることであり、各区に現状や課題を伺うだけではなく、財調協議の場においても議論が必要であると考えております。

第1回幹事会でも申し上げましたが、平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に都市計画交付金の見直し等について整理してきた経緯がありますが、それ以降において、財調協議の場ではなく、各区に現状や課題を伺い対応している理由を伺います。

また、都市計画交付金の交付率については、弾力的な運用を行っている旨の発言がありました。

都市計画交付金算定要領において、前後10パーセント程度の弾力的適用を図るとされていいますが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考えますが、都側の見解を伺います。

なお、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあるため、区側はこれまでも、交付率の撤廃を求めていることを申し添えておきます。

最後に、第2回幹事会において、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示について求めましたが、都側からご回答がなかったため、この点について、改めて都側の見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま区側から発言のあった3点について、あわせて都の考え方をお示しします。

都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金であります。

都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してまいりました。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応してまいります。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

【子ども医療費助成事業費】

(区側委員)

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、所得制限を撤廃することが「合理的かつ妥当な水準」であるとの見解を改めたのであれば、令和7年4月以降分を算定することが妥当であること、また、特別区域におけるサービス水準により、自己負担金撤廃分についても算定することを求めました。

これに対して、都側から、「本事業については、都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当な水準』であると考えます」と発言がありました。

これまで述べたとおり、本事業における医療費助成は、従来から23区全区で所得制限や自己負担金を設けずに行っており、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在していません。それにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとする都側の発言は、特別区の実態をないがしろにしております。

平成19年度以降、本事業は特別区の自主事業として財調算定されており、特別区においては都から補助金を交付されていない状況にあります。その水準は都の補助基準とされたままです。特別区域を対象とした財調制度であるにもかかわらず、なぜ特別区域におけるサービス水準ではなく、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとするのか、その理由を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から、本事業の「合理的かつ妥当な水準」が都の補助基準であると考え
る理由について、確認がありました。

まず、特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないこ
とについては、都としても把握しています。

しかし、「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な
水準」であることが必要です。

そのため、当該事業について言えば、地方交付税制度では算定されておらず、都全域に
おける妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ
妥当な水準」であると考えております。

続いて、都側からも1点申し上げます。

本事業の「合理的かつ妥当な水準」については、区側として、都と異なる見解を持たれ
ていることは承知しております。一方で、第2回幹事会において、区側から「合意するこ
と自体に異論はありません」と述べられており、少なくとも令和7年10月分以降、所得制
限を撤廃すること自体は、都区で合意に至ることができるものと考えております。

そのため、合意に当たって、必要となる論点を取りまとめました。

区側として、今回の財調協議で合意する意向をお持ちであれば、次回、論点メモに対す
る見解と、修正案をご提示ください。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

【学校職員費（区費非常勤栄養職員）】

(区側委員)

私からは、学校職員費における区費非常勤栄養職員について、発言いたします。

第2回幹事会において、都側から「義務標準法を踏まえて定めた『東京都公立小・中学
校教職員定数配当方針』に基づき、栄養教諭等を2校に1人配当しています」との発言が
ありました。

義務標準法については、全国都道府県教育長協議会の「令和7年度 国の施策並びに予算

に関する要望」においても「義務標準法の改正が行われておらず、その配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされている。食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進する」とされており、全国的にも各校1名配置とする要望が出ているところです。

また、第1回幹事会においても、都側から「学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識している」との発言があり、都としても各校1名配置の必要性自体を否定しているわけではないと認識しています。

こうした中で、都が発行している「令和5年度 東京都における学校給食の実態」を確認すると、都立小・中学校では、児童・生徒数が549人以下の完全給食単独実施校について、栄養教諭等が各校1名配置されています。

都立学校についても東京都公立小・中学校教職員定数配当方針の対象となるところですが、栄養教諭等は義務標準法で定める人数を超えた配置となっています。

学校給食における安全・衛生管理の重要性がある中で、都区双方が義務標準法の定め以上に栄養教諭等を配置している状況下においても、都は栄養教諭等の配置について、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えているのか、改めて見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から区費非常勤栄養職員について発言がありました。

前回の幹事会で述べたとおり、財調算定上、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えております。

なお、児童又は生徒数が549人以下の学校において、各区が区費で栄養教諭等を1校に1名配置していること自体を否定しているものではありません。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

【投資的経費の見直し】

(区側委員)

私からは、投資的経費の見直しについて発言いたします。

第2回幹事会において、都側から論点メモの提示がありました。それに対する区側の見解を回答いたします。

「現行モデルを改良して見直すべき」との都側の意見ですが、論点メモでの指摘を踏まえ、「東京都標準建物予算単価」に記載されている、特別区の実態として普遍性が見られる工種や、今後見込まれる需要を含めた検証を行いました。

その結果、決算単価と比較した新たなモデル単価は、その他施設については、概ね妥当な水準であることが確認できた一方、校舎については、依然としてかい離が生じており、決算単価を用いるべきとの見解に変更はありません。

しかし、新たに ZEB（ゼブ）化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価のかい離もある程度改善できることから、都側の意見も一定程度理解ができるものと考えております。

そこで、都側の意見を踏まえ、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した単価について、改良モデル単価として設定いたしました。

また、標準事業規模については、費目ごと・施設ごとに検証し、概ね充足しているとして据え置いておりましたが、「現行算定はメニュー方式を導入している点を踏まえ、メニューごとの分析を実施すべきである。」との都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定いたしました。

その他、詳細については、改めて論点メモとしてまとめておりますので、ご確認ください。

（司会）

この件に関して、都側から意見はありませんか。

（都側委員）

区側から前回幹事会において都側が示した論点メモへの回答、またそれを受けた修正案の提示がありました。

これらに関する都側の見解は、次回お示しします。

（司会）

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

5 その他

(司会)

それでは、意見も出尽くしたようですので、次に「その他」の協議に移らせていただきます。何か意見がありましたら、お願いいたします。

それでは、本日これまでに出席された意見の整理を事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、次回の日程について確認させていただきます。

今回で3回の幹事会を行ったところですが、まだ都区双方で意見の一致しない事項がありますので、引き続き個別事項に関して協議を進めてまいりたいと思います。

また、次回幹事会では、幹事会としてのとりまとめまで至りたいと思います。

第4回幹事会は、1月7日（火）、午後6時の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

※ 上記は都側で記録したものである。